

青森県報

第四千三百二十三号

平成二十九年
七月十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
- 農業振興地域の指定の一部改正……………(構造政策課) ……一
- 農業振興地域の指定の廃止……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始……………(監理課) ……二
- 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定……………(防災危機管理課) ……三
- 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定の解除……………(同) ……三
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定……………(同) ……三
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定の解除……………(同) ……三
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……三
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域県民局) ……四
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四

告

示

青森県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西十一番クリニック	十和田市西十一番町四〇の三八	平成二九・六・一
六ヶ所村立泊診療所	上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九の一七	二九・四・一
ふよう調剤薬局	三戸郡南部町大字苔米地字町中二二の一三	二九・六・一

青森県告示第四百七十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び東青地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区 域
	外ヶ浜町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域
	1 字蟹田、字蟹田川原添及び字下蟹田の区域
	2 字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田田ノ沢、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師宮本、字平館石崎

長屋形、字平館門の沢、字平館太郎右工門沢、字平館鳥井沢、字平館野田尻高川及び字平館長屋形の区域内の土地であつて次の図面の赤色で着色した部分に該当するものの区域

外ヶ浜地域

- 3 字三厩家ノ上二二六、字三厩宇鉄沢九五〇九、一〇一、一〇三、一〇五、一一一の一、一一一の二、字三厩宇鉄山一の七、一の二三の一の三〇、一の五九四、一の五九五、一の五六〇、字三厩龍浜(ただし、一の一〇一の二、二〇九、一一一の一四、一六〇、一八、一九の一〇一の三、二〇〇の二、二五〇二九、三一、三四〇四一、四三、四四、四五の一〇四五の四、四六の一、四六の二、四八の一、四八の二、四九〇五二、五二の二〇五二の一三、五二の一五〇五二の一七、五二の一九〇五二の三三、五二の三六、五四の一、五四の二五一、五四の二五三〇五四の二五五、五四の二五七〇五四の二五九、五四の二六二、五四の五四一〇五四の五四三、五四の五四五、五七、五九の二〇五九の一六、五九の一八、五九の二〇五九の二二、五九の二四〇五九の三五及び五九の三七〇五九の四三を除く。)、字三厩算用師八九の一、八九の二、八九の五、一二七〇二九、一三六、一五一〇一五八、字三厩緑ヶ丘二三一及び二三二の区域
- 4 国有林野(ただし、字蟹田小国矢堰山国有林六九〇林班ハ小班、二小班、ホ小班、ヘ小班及び六九二林班ニ小班を除く。)の区域

(「次の図面」は、省略する。)

青森県告示第四百七十六号

昭和四十七年十二月二十八日青森県告示第九百十五号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

表の2蟹田地域の項を次のように改める。

2 蟹田

青森県告示第四百七十七号

昭和五十三年六月二十日青森県告示第四百九十五号(農業振興地域の指定)は、廃止する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百七十八号

昭和五十九年六月五日青森県告示第四百四十三号(農業振興地域の指定)は、廃止する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百七十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

一般国道四十五号改築工事(八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道)

仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第七地割地内まで)並びにこれに伴う
県道、町道及び普通河川付替工事

3 収用又は使用の手続を開始する土地
イ 収用の手続を開始する土地

青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠、字外窪、字野附窪、字道仏、字堤、字
大草里窪、字下天摩、字上桑木窪、字八森鹿倉、字下桑木、字下平窪及び字柄
貝地内

ロ 使用の手続を開始する土地

青森県三戸郡階上町大字道仏字外窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字上桑木
窪、字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所
階上町役場

青森県告示第四百八十号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号に規定する指定
地方公共機関を次のように指定した。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

公益社団法人青森県バス協会

岩手県北自動車株式会社

青森県告示第四百八十一号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号に規定する指定
地方公共機関として指定した次の法人について、その指定を解除した。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

南部バス株式会社

青森県告示第四百八十二号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第
百十二号)第二条第二項に規定する指定地方公共機関を次のように指定した。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

公益社団法人青森県バス協会

岩手県北自動車株式会社

青森県告示第四百八十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第
百十二号)第二条第二項に規定する指定地方公共機関として指定した次の法人につい
て、その指定を解除した。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

南部バス株式会社

青森県告示第四百八十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更が
あったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定に
より告示する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一

一般社団法人青森県猟友会

二 変更内容

1 変更前

三戸郡南部町大字下名久井字山道八

2 変更後

三戸郡南部町大字下名久井字台所屋敷三四の三

青森県告示第四百八十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二七の一 木下 満一	蛇浦
下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二四の一 木下 重利	
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九 山本 輝男	

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、外の沢地区の県営土地改良事業（通作条件整備事業（一般（山村）））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年七月十三日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭